

消 防 消 第 5 7 号  
平成 1 4 年 3 月 2 5 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

消 防 庁 次 長

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部改正  
について

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 1 4 年政令第 4 3 号）が平成 1 4 年 3 月 1 3 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、別紙のとおり市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）を送付しますので、貴都道府県内の市町村及び関係一部事務組合並びに水害予防組合に周知願います。

消 防 消 第 5 7 号  
平 成 1 4 年 3 月 2 5 日

消 防 団 員 等 公 務 災 害 補 償 等  
共 済 基 金 理 事 長 殿

消 防 庁 次 長

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部改正  
について

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第43号）が平成14年3月13日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、別紙のとおり市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）の一部を改正する条例（例）を送付します。

別紙

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）の一部を改正する条例（例）

市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）（昭和四十一年四月十四日自消乙教発第八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項の表傷病補償年金の項中「農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）」を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法」に改める。

附則

この条例（例）は、平成十四年四月一日から施行する。